

公 告

分任契約担当官
自衛隊山梨地方協力本部長
新宅 正章



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
9PDB1XX00020		9PDB1A00002 0001					
品名 または 件名							
広報官用スマートフォン ほかに4件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
180.00	MN						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
山梨地本							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			平成31年4月1日（月）～平成32年3月31日（火）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札及び契約心得等については、自衛隊山梨地方協力本部総務課に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：平成31年3月15日(金) 13時50分 甲府合同庁舎2階共用会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争入札に参加する者に必要な事項
別紙のとおり
- (2) 入札の方法
 ア 年間使用予定料の総価をもって落札判定とする。
 イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札の無効
 ア 第2項に示した競争参加資格を有しない者のした入札。
 イ 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
 ウ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
 エ 電話・電報等での入札
 オ 入札及び契約心得に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- (4) 契約書作成の要否
 落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成するものとする。
- (5) その他
 ア 郵便等により入札に参加する場合は平成31年3月14日(木)の16時00分必着とする。
 なお、再度入札を実施する場合は、平成31年3月19日(火)の10時40分とする。また、

再度入札の入札書を郵送する場合は、平成31年3月18日(月)の16時00分までに必着するよう
にすること。

イ 入札に参加する者は、入札開始までに資格審査結果通知書(写)を提出すること。

ウ 入札が代表者の代理の場合は、委任状を提出すること。

エ 入札に参加される場合は、必ず下記担当者に連絡すること。

オ 契約等、その他不明事項に関する問い合わせ先
自衛隊山梨地方協力本部 総務課会計班 茅野

TEL 055-253-1591



1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度の全省庁統一資格において「物品の製造」の等級がB、C、Dの等級に格付けされ関東・甲信越地域の資格を有するものであること。(平成31・32・33年度の全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を証明できる者であること。)
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しないものであること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けているものと資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人間関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する更正手続(以下「更正手続き」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
(但し、市場価格等による場合を除く。)

2 落札の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。
- (2) 郵便（配達証明のものに限る。）等による場合は、封筒等に入札書である旨を明記し、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに自衛隊山梨地方協力本部総務課会計班に必着すること。尚、再度入札を実施する場合は、入札参加者に連絡する。
- (3) 入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。



仕 様 書

件名	広報官用スマートフォン	作成年月日	平成31年2月12日
		作成部隊	自衛隊山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「広報官用スマートフォン」について適用する。

2 契約期間

平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日

3 契約台数

15台

4 要求する仕様等

(1) 機種性能等

ア 機種のOSは、アンドロイド4.2以上とし、液晶サイズは4インチ以上5インチ以下とする。

イ 固定電話、携帯電話への音声通話及びメール通信及びデータ通信（ブラウザによるホームページ閲覧）が可能な機能を有するもの。

ウ 通信速度は4GまたはLTE等の高速回線とし、パケット通信が可能なものとする。

エ カメラの性能は500万画素以上の性能を有するもの

オ 防水・防塵機能・耐衝撃性を有するものとし、紛失時に遠隔操作にて停止処置等の操作が可能な機能を有し、国際電話接続禁止の設定が設定可能であり、各端末において解除ができないこと。

カ 使用可能範囲は日本国内とし、人口カバー率が95%以上であること。

キ 請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

ク 現在使用している携帯電話番号を継続して使用できること。

(2) 料金体系

音声通話・データ通信は完全定額制とし、パケット通信は2ギガ以上定額プランとし2ギガを超えた分は速度を落とした定額制とする。また、セキュリティ、保守等のオプションも含むものとする。

(3) 保 守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、使用不可にできるサポート態勢を有するものとする。

ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できること。

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

(1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。

(2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。

(3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。

(4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。

仕 様 書

件名	データ通信カード	作成年月日	平成31年2月12日
		作成部隊	自衛隊山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「データ通信カード」について適用する。

2 契約期間

平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 通信カード機器 6台

イ 付属品(取扱説明書)

(2) 機能

ア 通信

業務用電子計算機(6台)に接続して使用するデータ端末による通信サービスが可能であること。

イ インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する携帯電話通信事業者が提供する接続サービスが可能であること。

ウ 料金体系

通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等サイト登録及びサービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。

仕 様 書

件名	募集事務所連絡用携帯電話	作成年月日	平成31年2月12日
		作成部隊	自衛隊山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「募集事務所連絡用携帯電話」について適用する。

2 契約期間

平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 携帯電話機 6台

イ 付属品(電池パック、ACアダプター、取扱説明書)

(2) 機能

ア メール通信

使用する通話機器からメール通信サービスが可能であること。

イ 付加サービス

国際電話接続禁止の設定が端末以外で設定可能であり、各端末において解除ができないこと。

ウ 料金体系

通話・通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず、毎月約500分以上の通話料等を含み毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等サービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

オ その他

現在使用している携帯電話番号を継続して使用できること。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有す

るものとする。

ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できること。

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。

仕 様 書

件名	援護予備自用携帯電話	作成年月日	平成31年2月12日
		作成部隊	自衛隊山梨地方協力本部

1 適用範囲
本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「援護予備自用携帯電話」について適用する。

2 契約期間
平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 携帯電話機 5台

イ 付属品(電池パック、ACアダプター、取扱説明書)

(2) 機能

ア メール通信
使用する通話機器からメール通信サービスが可能であること。

イ 付加サービス
国際電話接続禁止の設定が端末以外で設定可能であり、各端末において解除ができないこと。

ウ 料金体系
通話・通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず、毎月約500分以上の通話料等を含み毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等サービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ
請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること

オ その他
現在使用している携帯電話番号を継続して使用できること。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信

事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できること。

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。

仕 様 書

件名	タブレット端末のデータ通信料	作成年月日	平成31年2月22日
		作成部隊	自衛隊山梨地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「タブレット端末のデータ通信料」について適用する。

2 契約期間

平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日

3 要求する仕様等

(1) 構成品目

ア 通信カード 2台

イ 付属品(取扱説明書)

(2) 機能

ア 通信

業務用電子計算機(タブレット端末)(2台)に接続して使用するタブレット端末による通信サービスが可能であること。

イ インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する携帯電話通信事業者が提供する接続サービスが可能であること。

ウ 料金体系

通信料は、毎月定額とする。また、インターネット接続サービス料金を含むものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

オ 維持・管理

契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時の機器修理等の割引サービスが利用可能であること。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、遠距離操作により器材の使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。なお、同サポート・サービス保守にかかる費用は、本契約に含むものとする。

(4) 明細書

通信サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数の明細書を作成し添付するものとする。

4 検 査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。